

質問書に対する回答
 首都圏中央連絡自動車道 高谷川高架橋(下部工)北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告説明書4-2.技術評価項目等	技術提案評価項目「クレーン作業時における安全管理に関する留意点と対応策」における「クレーン」という表記には、積載型トラッククレーンやクレーン機能付きバックホウも含まれるかご教示をお願いします。	積載型トラッククレーンやクレーン機能付きバックホウも含まれます。
2	入札公告説明書4-2.技術評価項目等	技術提案評価項目「クレーン作業時における安全管理に関する留意点と対応策」における「クレーン作業時」という表記には、複数の作業箇所間におけるクレーンの移動も含まれるかご教示願います。	クレーン作業には移動は含まれません。
3	特記仕様書 6.関連施設その他との関係	(3)電力、通信施設関係の表中のSTA138+60付近の送電線は、P7橋脚施工において支障となるため移設が必要になると考えられます。「上記(3)(4)項において、受注者の施工上の理由から再移設を行う場合は、受注者の負担で行うものとする。」とありますが、当該送電線は、本工事着手前に他工事にて切回し移設を完了するとの事でしょうか。その場合、移設方法は架空もしくは埋設のどちらでしょうか。ご教示願います。	設計図 277/277に示すとおり、本工事着手前に他工事にて切回し移設(埋設)を完了するものとお考えください。
4	特記仕様書 13-3-3架空線等上空施設の確認等について	左記において、高圧線(新袖ヶ浦線)については「貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。」とあります。貸与図書「首都圏中央連絡自動車道 高谷川高架橋橋梁設計検討業務 第7編 橋梁一般図作成 計画概要書」Page.9の東京電力との協議資料によると、地盤から高圧線までの施工可能な高さは、28.93m(最低架空線高さ)-11.00m(離隔距離)≒17.00mとの考えでよいかご教示願います。	地盤から高圧線までの施工可能な高さについては、施行位置により変化するため、特記仕様書6(3)に示す施工離隔、設計図 237/277～239/277に示す架空線高さ、設計図244/277～266/277に示す地盤高さに基づきお考えください。
5	入札公告説明書 4-3.技術提案書の作成	「◇過度なコスト負担を要する提案の取扱い」において、「④クレーン作業時における安全管理に関する留意点と対応策について、特記仕様書13-4「転倒防止に関する事項」に関する提案」とありますが、特記仕様書13-4は13-1-10とありますが、ご教示願います。	R03.09.22付訂正公告後の入札公告(説明書)をご確認ください。